

産科医療補償制度に伴う出産育児一時金の支給金額の改正について

平成21年1月から産科医療補償制度に加入する医療機関等(加入分娩機関)において、在胎週数22週に達した日以後の出産(制度対象分娩)をした場合は、産科医療補償制度に係る費用(3万円)が加算されます。

直接支払制度を利用せず、加入者等が従来どおりの方法で出産育児一時金を申請し、この加算した額を受けようとするときは、加入分娩機関において制度対象分娩であることを証明するため所定の印(下図)が押印された領収書や請求書の写しと直接支払制度を利用しない旨、署名した制度合意書の写しを申請書に添付してください。

直接支払制度を利用の場合は手続きは不要です。

(所
イ
メ
ー
ジ
の
印)



産科医療補償 制度加入機関

(産科医療補償制度の対象分娩です)

分娩後、出産育児一時金等の申請の際は、この領収書の写しが必要となります。

産科医療補償制度とは、妊婦の皆さまが安心してお産できるように分娩機関が加入する制度です。加入分娩機関でお産されますと、万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、赤ちゃんのご家族の経済的負担が補償されます。



全国健康保険協会 愛知支部

制度改正のご案内

緊急の少子化対策として実施します。
(平成21年10月から平成23年3月末までの暫定措置)

支給額4万円引上げ

平成21年10月から4万円引き上げ、原則42万円となりました。(平成21年9月30日以前の出産の場合、原則38万円となります。)

「産科医療補償制度」に加入する医療機関等(加入分娩機関)において在胎週数22週に達した日以後の出産(制度対象分娩)をした場合に限りです。

直接支払制度の創設

加入者が医療機関等との間に、出産育児一時金の支給申請及び受取に係る代理契約を締結の上、出産育児一時金の額を限度として、医療機関等が加入者に代わって出産育児一時金の支給申請及び受取を直接保険者(支払機関経由)と行います。

事前申請制度の廃止

直接支払制度の創設のため平成21年9月30日をもって廃止となりました。

〒461-8515

愛知県名古屋市東区葵1-13-8 アーバンネット布池ビル

全国健康保険協会 愛知支部

TEL 052-979-5190(代表) FAX 052-979-5217

受付時間 8:30から17:15まで(土日祝日・年末年始を除く)

電話番号はおかけ間違いのないようお願いします。

協会けんぽ

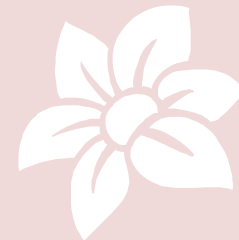


<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



書類の提出は郵送も可能ですのでご利用ください。

H 21 .10改



全国健康保険協会

出産育児一時金 申請のご案内

出産育児一時金 申請のご案内



加入者または扶養家族が妊娠4か月(85日)以上で出産したときは、1児ごとに39万円(産科医療補償制度に加入する医療機関等において在胎週数22週に達した日以後の出産をした場合は42万円)が支払われます。

直接支払制度を利用する場合

出産予定の医療機関等の窓口で、直接支払制度を利用する旨、制度合意文書に署名します。

署名

従来どおり出産育児一時金の申請をする場合

署名 出産予定の医療機関等の窓口で、直接支払制度を利用しない旨、制度合意文書に署名します。

入手 出産育児一時金申請書を入手します。
(ホームページからダウンロードできます)

交付 医療機関等の窓口でお支払い、領収書と直接支払制度合意文書 控えの交付を受けます。

申請 健康保険証に記載のある保険者へ、領収書と制度合意文書 控えの写しを添付し申請します。

支給 ご申請のあった口座に振り込まれます。

直接支払制度を利用されない方で、出産される前に出産に要する費用が必要である場合、出産育児一時金の約8割を限度に無利子で貸し付けを受けれる、出産費貸付制度をご利用できます。

直接支払制度について



差額の請求について

医療機関等からの請求額が出産育児一時金支給額を下回る場合、全国健康保険協会よりその差額分の支給申請について加入者の皆さまへお知らせします。

ただし、専用請求書等が全国健康保険協会に到着するのが出産月から1~2ヶ月後となり、上記のお知らせを送付するまでにお時間がかかります。そこで、上記の出産にかかった費用の内訳が記載されている明細書の写しと、直接支払制度を利用する旨、署名した直接支払制度合意文書 控えの写しを添付いただける場合は、お知らせの到着を待たずに「内払金支払依頼書」にて申請ができます。

注意事項：支給額について

- 42万円・・・産科医療補償制度に加入している医療機関等において、在胎週数22週に達した日以後の出産の場合。
- 39万円・・・在胎週数22週に満たない出産及び、産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産の場合。